

事務連絡
令和2年6月26日

市内指定計画相談支援事業者
市内指定障害児相談支援事業者 各位

西宮市生活支援課長
西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて

平素は、本市の障害福祉運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬等の本市の取り扱いについては、これまでも「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」（令和2年3月4日付法人指導課ほか連名事務連絡）等によりお示ししているところですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく、「緊急事態宣言」が解除されたことを受け、令和2年8月1日より、モニタリング及びサービス担当者（本人中心支援）会議の取り扱いを次の通りとします。

なお、各種加算にかかる取り扱いにつきましては、上記事務連絡の通りの取り扱いとなります。

記

1. モニタリングの実施について

原則利用者の居宅等を訪問しモニタリングを実施してください。ただし、「利用者、障害児又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意向を確認した上で、居宅での面接に代えて、電話等により利用者等へ確認したことを記録すること」をもって、モニタリングを実施することも可能」とします。

なお、必要がある場合は令和2年8月1日以前であっても居宅で面接していただいて構いません。

2. サービス担当者（本人中心支援）会議の開催について

原則会議を開催してください。ただし、「利用者等の意向を確認した上で、サービス担当者についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により意見を求めることも可能」とします。

この場合、電話や文書等の照会により意見を求めたことを記録することが必要となります。

なお、必要がある場合は令和2年8月1日以前であっても会議を開催していただいて

構いません。

3. 期間

令和2年8月1日から(本通知の変更・廃止の際は別途通知します)

4. その他

「新型コロナウイルス感染症に係る相談支援業務の取り扱いについて」(令和2年4月13日付西宮市生活支援課ほか連名事務連絡)については本通知を新たに発出することから、令和2年7月31日をもって廃止します。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 生活支援課

電話：0798-35-3130

西宮市 法人指導課

電話：0798-35-3082